

# 金文通解

## 媵鼎

佐藤信弥

キーワード 女性貴族 内宮 玄衣

器名 退鼎（曹錦炎）、媵鼎（銘續等）

收藏 某收藏家（銘續）

### 要約

本銘は女性貴族の媵による、別の女性貴族の媵に對する玄衣の賜與と宗室内の奴婢の管理を命じたものである。二人はおそらく姑と嫁の關係にあり、宗婦の媵が宗室の事務を引退するにあたって、嫁の媵に段階的に引き継ぎを圖ったものと見られる。女性貴族による女性貴族に對する任命と賜與を記録しているという點で特異な内容であり、西周期の女性の身分や地位について考えるうえで重要な史料となる。

### 時代

西周早期（曹錦炎）、西周中期前段（銘續）、西周中期（付強）、西周早中期之際（昭王晚段、穆王初期）（韋心滢）、西周中期早段（昭王・

穆王期）（王進鋒）。曹錦炎以外はおおむね穆王前後のものとする。

### 著録

曹錦炎「退鼎銘文小考」〔《披沙揀金 新出青銅器銘文論集》、浙江人民出版社、二〇一九年。初出『中國文字』新四三期、芸文印書館、二〇一五年〕。

銘續 214

付強「媵鼎銘文考釋」（古文字強刊二〇一九年十一月十三日、[https://www.sohu.com/a/353575505\\_713036](https://www.sohu.com/a/353575505_713036)）。

銘文に關してはいずれも拓本はなく銘文部分の寫眞のみ。付強はカラーの圖版を掲載。

### 著録等略稱

集成 中國社會科學院考古研究所編『殷周金文集成』（中華書局、二〇〇七年修訂增補本）  
銘圖 吳鎮烽編『商周青銅器銘文暨圖像集成』（上海古籍出版社、

二〇一二年

銘續 吳鎮烽編『商周青銅器銘文暨圖像集成續編』（上海古籍出版社、二〇一六年）

考釋

王進鋒「媯鼎銘文讀釋」、『中國文字研究』第三〇輯、社会科学文献出版社、二〇一九年

葉先闢「西周金文札記兩篇」〔鄒英都主編』商周金文與先秦史研究論叢』、科学出版社、二〇一九年。

王寧「媯鼎銘文“井司”再議」〔簡帛論壇、二〇二〇年六月一四日、<http://www.bsm.org.cn/forum/forum.php?mod=viewthread&tid=12600>）

韋心滢「媯鼎相關問題試析」〔故宮博物院院刊』二〇二一年第三期）

器制

すぼみ口で垂腹、縁は方唇で、口沿上に一對の立耳がある。腹部は外側へと傾垂しており、三本の柱足はやや内側に傾斜している。頸部には浮き彫り状の圓渦紋と四辨花紋を飾り、その下地として微細な雲雷紋を埋めている（銘續）。通高23 cm、口徑16 cm。（付強）。



器影（銘續214）

銘文

内壁部に五行三字。

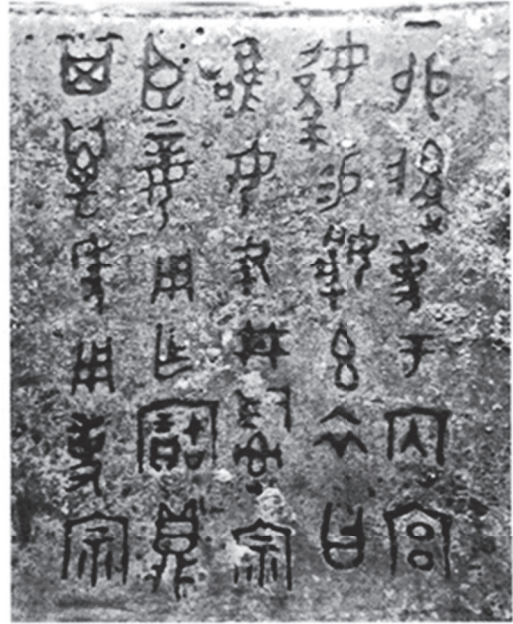
丁卯、退事于内宮。

媯易（賜）媯玄衣、曰、

「唯女（汝）聿（肇）井（翹）鬲（司）宗

臣妾。」用乍（作）寶鼎、

其萬年用事宗。



銘文寫真（銘續 214）

### 銘文考釋

丁卯、退事于内宮。

韋心澐は、「丁卯」の「丁」字が横棒型になっていることについて、周原甲骨文 H:112 の「文武丁」の「丁」字の寫法と類似していると指摘する。また「退事」の「退」字の行人偏の部分の縦線が上部まで伸びていることを指摘する。

「退」字は、曹錦炎は人名であり、この器銘の作者者であるとする。「内宮」は、下文と連讀して「内(芮)宮嬀」とし、「退」は芮國の宗

人であり、その宗婦の芮宮嬀に仕えていたとする。そして芮宮嬀は嬀姓の宮國に生まれて芮國に嫁ぎ、芮國の宗婦となったとする。しかし女性の稱謂として姓を用い、その上に國名、邑名を冠する場合は、通常實家のものか嫁ぎ先のものかどちらかのみを冠する。鄭同媿鼎（集成 2415 西周晚期）に見える「奠（鄭）同媿」のように地名を二字重ねる例も少数ながら存在するが、これは實家と嫁ぎ先の地名を重ねたものではなく、同という氏族の鄭地における分族であることを示す。かつこうした例は「鄭」など特定の邑、あるいは氏族に限られる。なお、これは鄭虢仲鼎（集成 2599 西周晚期）に見える「奠（鄭）虢中（仲）」など、男性の稱謂についても同様である（西周期の鄭地に關わるものなど二字の氏族名については、松井嘉徳「分節する氏族」『周代國制の研究』、汲古書院、二〇〇二年）を参照。

それでは「芮宮」の「宮」を國名、邑名ではなく宮殿名と見た場合、「内(芮)宮嬀」という呼稱が成立し得るのかについても検討しておくことにする。まず姓の上に宮殿名を重ねる事例は金文、傳世文獻上の雙方ともに存在しない。そして西周金文の宮殿名は、西周の康王と關わりがあると見られる「康宮」、麥盃（集成 9451 西周早期）に見える「麥宮」など、個人の名や号を冠したもの、あるいは師湯父鼎（集成 2780 西周中期）などに見える「新宮」、不壽盃（集成 4060 西周中期）に見える「大宮」のように、その性質を示す字を冠したものが中心であり、「芮宮」のように國名、あるいは王臣・諸侯の都邑の名を冠したものは、周王朝の廟宮と見られる小孟鼎（集成 2839 西周早期）などの「周廟」を除いては、ほとんど例がない。

これらの理由により、曹氏のように本銘のこの部分を「退事于内(内)宮媯」と區切って解釋するのは無理がある。この句は「退事于内宮」と區切るべきである。

そして「退」を人名、作器者名と解して「退事于内宮」【退、内宮に事う】などと讀むと、銘文下文とうまく文意が繋がらず、かつ退と銘文下文の媯との関係性など、銘文解釋において困難を來す(曹錦炎は、下文で触れるように「媯」字を「媯」と誤釋している)。「退」を人名、作器者名と解するのもやはり無理がある。この字には別の解釋を求めるべきである。また「内宮」も「芮宮」以外の釋讀を求めるべきである。

付強は「退」字を「去」と訓じている。「内宮」については王后等が居住する宮殿とし、「退事于内宮」は、この文の主語は下文に見える媯であり、媯が内宮より出てきたという意味であり、おそらくは媯が内宮で王后の命を受け、それを終えて退出したということであろうとする。「退事」は熟語と解すれば金文で初出の語となる。また傳世文獻にも見られない。王進鋒は、「退事」とは金文の「進事」と對になる語であるとする。たとえば召鬻器(集成10360 西周早期)には「鬻(召)啓(肇)進事、旋走事皇辟君」【召、肇に進事し、旋走して皇辟君に事う】とある。そして「進事」が職務を任命されることを意味するので、「退事」はその逆で退職の意味となるのではないかとする。「退事于内宮」は、主語は下文に見える媯であり、媯が周王の内宮から退職したの意であるとする。彼女は周王の後宮で職事を任じられていたのが、退職して夫の宗室に戻ったことで、新たに任命を受けることが

できるようになったと言っているのである。韋心滢もこの句を媯が内宮から退職したの意とし、かつ周王だけでなく、貴族も王朝の制度に倣って内宮を備えていたとし、本銘の場合は周王の内宮から退職したとも、王朝の貴族の内宮から退職したとも、どちらにも解釋できるとする。葉先闢は、「退事」するのは媯ではなく媯であるとする。そして「内宮」とは宗婦の所在する宮室を指し、西周期の宗婦には自身の独立した宮室があり、そこに居住して宗族内の事務を処理したのであるとし、この文は宗婦の媯が内宮での宗族内の事務から離脱しようとした、すなわち宗婦の地位から退職しようとしたの意であるとする。

「退事」は王進鋒の指摘するように「進事」と對になる語であると見られる。同氏の主張のように「進事」が職務の任命を意味するとすれば、内宮より退出したということではなく、任命とは逆の意味となる内宮の職務からの退職、引退を指すと見た方がよい。

「内宮」は『周禮』や『左傳』といった傳世文獻に王や諸侯の后妃が居住する宮殿として見える。たとえば『周禮』天官・女史に「女史、掌王后之禮職、掌内治之貳、以詔后治内政。逆内宮、書内令。凡后之事、以禮從。」【女史、王后の禮職を掌り、内治の貳を掌り、以て后に詔げて内政を治む。内宮を逆え、内令を書す。凡そ后の事、禮を以て從う。】とある。この文では内宮が王后の宮殿と位置づけられている。西周期の同時代史料である西周金文では本銘が初出となる。「宮」は、『說文解字』では卷七下、宀部に「宮、室也」【宮は、室なり】とあり、居室を指すと説明されている。一方で、下文に引く宰獸簋、伊簋に見える「康宮」がおそらくは周の康王の廟を具えているように、廟とし

ての機能を具えるものが多い。

「内宮」は女性が居住する宮室、それも葉先闔の言うように、おそらくは宗室内の宗婦の宮室である。本銘で「周の内宮」「王の内宮」のような表現をとらず、単に「内宮」とあるのは、周王の内宮ではなく自家の内宮を指しているということであろう。あるいは下文に論じるように、女性貴族自身の家産であるかもしれない。そうであるならば、「内宮」より「退事」したのも當然媯ではなく媯ということになる。

この文は、丁卯の日に宗婦の媯が宗室の内宮の事務から引退しようとしたことを言う。

ここで「宗」に關する用語の確認をしておく。この銘文では下文の「宗臣妾」のように「宗」という語が登場するが、「宗」とは、傳世文獻では宗廟、あるいは宗廟が置かれた宗邑、宗廟の祭祀をとにもにする宗族を指す。金文での用法も同様である。宗族の長を宗子あるいは宗君と呼び、その正妻を宗婦、宗族の構成員を宗人と呼ぶ。宗の嫡系を大宗、傍系を小宗と呼ぶ。宗室は宗廟あるいは宗族と同義として用いられることが多いが、本稿では宗族及びその家産としての宗廟・宗邑を包括する語として用いることにする。

媯易(賜) 媯玄衣、

「媯」字と「媯」字はともに「女」の部分が右側に配置されている。韋心澁は「媯」字の「宀」の形が簡略であるのは、銹を取り除く際の傷及び字の入りによるものかもしれないとする。

「媯」は、曹錦炎は上述のように「内(芮)宮媯」とする。また

「媯」字については、曹氏は「媯」字と誤釋している。曹氏はこの句を「易(賜)媯玄衣」で區切り、媯が退に玄衣を賞賜するの意であり、述語の「易(賜)」が前置していると解している。このような前置の例はほかに見られず、無理な釋讀である。付強は媯と媯の二人をとともに女性貴族とする。王進鋒は、媯は宗婦であり、大宗の宗子の正妻とし、媯は宗子の兄弟の妻であり、小宗の宗子の妻とし、二人は兄嫁と弟嫁の關係であったとする。葉先闔は二人の關係について二つの可能性を提示する。ひとつは大宗と小宗の關係、すなわち媯が大宗の宗子の正妻であり、媯が小宗の婦であると見る見方である。もうひとつは姑と嫁の關係、すなわち媯が宗婦かつ姑で、媯がその息子の嫁であるとする見方である。葉氏はこのうち後者の見方がより妥當ではないかとする。韋心澁は、媯は媯の上級にあたる者で、その身分は井氏の宗婦であると見る(井氏のことについては下文で触れる)。

二人の稱謂に關しては、王進鋒と葉先闔は、媯はその姓であるが、媯は姓ではなく名であると見る。媯は一般に陳侯の姓として知られる。金文にも、たとえば陳侯簋(集成385 西周晚期)に「陳侯乍(作)王媯媯簋、其萬年永寶用」【陳侯、王媯の媯簋を作る、其れ萬年永く寶用せよ】とあり、その姓が媯であることが確認される。周代の女性には多く姫姓、姜姓などの實家の姓でもって呼稱されたことが一般的に知られている。西周金文では、たとえば師酉簋(集成4288~4291 西周中期)において「用乍(作)朕文考乙白(伯)寔(宮)姫(尊)媯」【用て朕が文考乙伯・宮姫の尊媯を作る】と、亡母「寔(宮)姫」



が姫姓でもって呼稱され、また頌鼎（集成 2827 ~ 2829 西周晚期）において「用乍（作）朕皇考葬（共）叔・皇母葬（共）始（妣）寶罍（尊）鼎【用て朕が皇考共叔・皇母共妣の寶尊鼎を作る】と、亡父とともに亡母を「葬（共）始（妣）」と姫姓でもって呼稱していることから、そのことが確認される。

上述のように、金文上で他氏に嫁いだ女性は嫁ぎ先を示す稱謂か、實家の國名を冠して稱される場合が多い。あるいは「伯姜」などのように輩行が付加されることもある。陳侯盥の「王媼」の場合は嫁ぎ先が付加された例である。死者の場合は「葬（共）始（妣）」などのような諡号を加えて呼稱する。この銘文の場合はこうしたものが省略されているのであろう。金文上で数は少ないものの、姓のみで呼稱されている例も存在する。たとえば妊爵（集成 9027 ~ 9028 西周早期）には「妊乍（作）殺（邾）嬴彝。」「妊、邾嬴の彝を作る。」「遣尊（集成 5992 西周早期）には「遣對王休、用乍（作）姑寶彝。」「遣、王の休に對揚し、用て姑の寶彝を作る。』とある。前者は生者（妊）による自稱の例である。後者は他稱の例であるが、「姑」が生者であるのか死者であるのかはわからない。また、下文で引用する壺鼎の「妊氏」など、姓に「氏」を付加する呼稱は、この類例ということになる。

本銘のこの部分で媼が女性として姓を稱しているのであれば、媼も同様に女性として姓を稱していると見た方が自然である。強いて兩者の違いを挙げるとすれば、まず媼はこの器の作者であり、媼は自稱、媼は他稱という點、そして媼は媼姓とは異なり、傳世文獻上で姓としての例が見えず、金文上でも初出という點が挙げられる。しかしひと

つめの點については、妊爵のように自稱として姓を稱している例もある。ふたつめの點についても、傳世文獻上では確認されない未知の姓の可能性もある。自稱として名を稱している可能性が皆無というわけではないが、西周金文で稱謂として現れ、傳世文獻上で姓として確認されない女偏の字を、姓ではなく名であると確言するのは困難である。本銘の場合、媼と對比して媼を敢えて名であると見なければならぬ必然性は乏しいように思われる。

仮に名であると見た場合についても一応検討しておきたい。殷代の例では、殷王武丁の妃とされる婦好や婦姘などが、女偏の字を持つ女性の例として挙げられる。ただし殷代には周代のような姓の制度がない。周代の事例としては、伯暉壺（銘圖 1204 西周中期前段）の「白（伯）暉乍（作）母娟旅壺【伯暉、母娟の旅壺を作る】の「母娟」が、傳世文獻上では姓として確認されない、すなわち姓ではなく名の可能性もないわけではないと疑われ、かつそれが女性であることが明確な事例となる。逆に西周金文において男性が女偏の字でもって名を稱している例は現在のところ確認されない。媼を名と見たとしても、男性である可能性が皆無というわけではないであろうが、女性の可能性が高いのではないかと考えられる。

「易（賜）」字は金文では目上から目下に對する賜與一般を指す動詞として用いられる。すなわち與える側の媼が目上で、與えられる側の媼が目下ということになる。更に具體的な關係性となると、本銘文ではこれを決定するだけの要素がない。本稿ではさしあたり、葉先闢のように媼が宗婦かつ姑で、媼がその息子の嫁と想定しておくことにし

たい。

媯が賜った「玄衣」は、韋心滢が説明するように黒中に赤色を帯びた上着であり、冊命金文中で命服として受命者の等級身分の象徴となるものである。曹錦炎は、宗婦が宗人に玄衣を賞賜するのは、本銘が初見であるとするが、女性が玄衣を賜るのも本銘が初見となる。

この文は、宗婦の媯が、媯に赤黒色の上着を賜ったことを言う。

曰、「唯女（汝）聿（肇）井（𠄎）𠄎（司）宗臣妾。」

この部分は媯の媯に對する任命である。後ろの「𠄎（司）宗臣妾」については、宗室の奴婢を管理するの意であることに疑問はない。「𠄎（司）」字は冊命金文など官職・職事の任命を記録した金文において、目下の者にある事項の管理・管轄をさせることを示す動詞である。「臣妾」は男女の奴婢を指す。葉先闓は、宗婦の媯が老齢により内宮から引退しようとして、宗室内の事務を段階的に次の世代に引き継がせることにし、まず嫁の媯に宗室内の臣妾を管理させることにしたのであるとする。「退事于内宮」とのつながりを考慮すると、葉氏の見方は合理的である。

その前の「聿」「井」二字の解釋に相違がある。曹錦炎は「聿」字を「律」、「井」を「型」と読み、「唯女（汝）聿（律）井（刑𠄎）」は褒賞の原因であるとし、この文は、作者の退が見習うべき模範となるような人物であるので、媯が芮國宗族内の臣妾奴僕の事務を司るよう命じたの意であるとする。付強は「聿」を「入」と読み、「井」は國

名あるいは地名の「邢」であり、媯が媯に邢國（あるいは邢地）に赴

き、現地の宗室の臣妾を管理するよう命じたということであるとす。韋心滢は「聿」字を「律」と読み、「井」字を氏族名（すなわち付強の言う邢氏）と解し、「聿（律）井」とは法をもって井氏一族の事務を治めるの意とする。王進鋒は「聿」を「弼」、「井」を「井」と読み、媯と媯はともに井氏（同様に付強の言う邢氏）一族に属しており、この文は媯が媯に井氏一族を輔佐して井氏一族の宗廟内の臣妾を管理するよう命じたの意であるとする。「井」字については、葉先闓は動詞とし、「刑」と釋して「先例に循う」の意とする。王寧は冊命金文でよく見られる「𠄎」字の寫法のひとつであり、「井司」で連讀すると主張する。

「聿」は「肇」と読み、金文で常見の虚詞である。「聿」を「肇」と読む例としては、甚謀臧鼎〔集成〕2110 西周中期の「甚謀臧聿（肇）乍（作）父丁尊（尊）彝。」【甚謀臧、肇に父丁の尊彝を作る】がある。この部分について、集成（修訂増補本）2110及び銘圖1906の釋文は「臧」と「聿」を合わせて一字とし、「肇」と釋しているが、張俊成『西周金文字編』（上海古籍出版社、二〇一八年）、一五〇頁では、「臧」と「聿」を二字としている。

仮に「肇」字がこのように略記されるとすれば、その下の「井」も「𠄎」字の略記である可能性が高まる。「𠄎𠄎（司）」も「𠄎（司）」と同様に、冊命金文などにおいて、官職・職事の管理・管轄を命じるという文脈で使用される。「𠄎」字の字釋は「攝」「兼」等諸説あるが、陳劍は「甲骨文舊釋」「和」「𠄎」的兩個字及金文「𠄎」字新釋（『甲

骨金文考釋論集』、線装書局、二〇〇七年）、二二六～二三〇頁において「兼」と讀み、古書中の基本義は「總括」であり、金文の「𠄎𠄎(司)」「𠄎𠄎」とともに管理する、全面管理するの意とする。この字は、逆鐘(集成60～63 西周晚期)に「用𠄎于公室僕庸・臣妾・小子・室家」【用て公室の僕庸・臣妾・小子・室家を𠄎す】とあり、師𠄎簋(集成二〇三 西周晚期)に「𠄎𠄎(司) 我西扁(偏)・東扁(偏)・僕馭・百工・牧・臣妾」【我が西偏・東偏・僕馭・百工・牧・臣妾を𠄎司す】とあるように、臣下に對する任命を記録した金文において、多數の對象を管轄するよう命じるといふ文脈で使用されることが多い。金文での用例を参照すると、陳劍のような字釋が適格的である。ここでは「總管」と意としておく。

この文は、媯が媯に命じて宗室の奴婢を總管させたことを言う。無論女性が臣妾の總管を命じられるのも本銘が初見となる。

用乍(作)寶鼎、其萬年用事宗。

作器の辞。媯がこの寶鼎を作り、永遠に宗室に仕えることを言う。

### 訓讀

丁卯、内宮より退事せんとす。媯、媯に玄衣を賜いて、曰く、「唯れ汝肇に宗の臣妾を𠄎司せよ」と。用て寶鼎を作り、其れ萬年用て宗に事えん。

### 現代語譯

丁卯の日、宗婦の媯は宗室の内宮より引退しようとした。媯は媯に赤黒色の上着を賜與して言うには、「汝は宗室の奴婢を總管せよ。」媯はこれを記念して寶鼎を作り、永く宗室に仕えることにしたい。

本銘は女性貴族の女性貴族に對する賞賜と任命を記録するという點で特異な内容であり、西周期の女性の身分や地位について考えるうえで重要な史料となるが、これについては別稿「媯鼎銘より見る女性による家産管理——西周ジェンダー論への展望」(『日本秦漢史研究』第二二號、二〇二一年)で論じたので、参照されたい。

(立命館大學白川靜記念東洋文字文化研究所 客員研究員)